

大阪府藤井寺保健所運営協議会の委員名簿

(令和7年7月4日現在)

氏名	フリガナ	職名	選任理由
磯野 元三	イソノ ゲンゾウ	松原市薬剤師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
浦田 崇	ウラタ タカシ	羽曳野市社会福祉協議会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
岡田 一樹	オカダ カズキ	藤井寺市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
小川 尚子	オガワ ナオコ	柏原市薬剤師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
加藤 治人	カトウ ハルト	羽曳野市医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
木下 裕介	キノシタ ヒロスケ	松原市医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
小谷 充郎	コタニ ミツオ	藤井寺市社会福祉協議会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
金銅 俊二	コンドウ シュンジ	藤井寺保健所管内藤井寺・羽曳野公衆衛生協力会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者(所管区域において保健所運営に関連する団体の代表)」として選任
澤井 宏文	サワイ ヒロフミ	松原市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
島岡 勇介	シマオカ ユウスケ	羽曳野市薬剤師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
竹田 幸弘	タケダ ヨシヒロ	羽曳野市歯科医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
都筑 千景	ツヅキ チカゲ	大阪公立大学大学院教授	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項1「学識経験者」として選任
堤 寛	ツツミ ミノル	松原市社会福祉協議会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
中谷 恭典	ナカタニ ヤスノリ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
中西 秀之	ナカニシ ヒデユキ	藤井寺市薬剤師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
西元 宗一	ニシモト ソウイチ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
兵頭 優文	ヒョウドウ マサフミ	柏原市公衆衛生協力会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者(所管区域において保健所運営に関連する団体の代表)」として選任
福田 浩史	フクダ ヒロシ	藤井寺市歯科医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
富宅 正浩	フケ マサヒロ	柏原市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
藤江 博	フジエ ヒロシ	柏原市医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
藤本 恭平	フジモト キョウヘイ	藤井寺市医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
細見 一三	ホソミ イチゾウ	柏原市歯科医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
前川 阿紀子	マエカワ アキコ	柏原市社会福祉協議会常務理事	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
松谷 善雄	マツタニ ヨシオ	松原市歯科医師会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
山岡 毅	ヤマオカ ツヨシ	大阪府松原公衆衛生協力会会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者(所管区域において保健所運営に関連する団体の代表)」として選任
山入端 創	ヤマノハ ハジメ	羽曳野市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
山本 真吾	ヤマモト シンゴ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任